

# 四半期報告書

(第71期第1四半期)

自 平成26年4月1日  
至 平成26年6月30日

**力ゴメ株式会社**

## 目次

頁

### 【表 紙】

#### 第一部 【企業情報】

##### 第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2

##### 第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営上の重要な契約等】 .....	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3

##### 第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】	
(1) 【株式の総数等】 .....	9
(2) 【新株予約権等の状況】 .....	9
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 .....	10
(4) 【ライツプランの内容】 .....	11
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 .....	11
(6) 【大株主の状況】 .....	11
(7) 【議決権の状況】 .....	12
2 【役員の状況】 .....	12

##### 第4 【経理の状況】 .....

1 【四半期連結財務諸表】	
(1) 【四半期連結貸借対照表】 .....	14
(2) 【四半期連結損益及び包括利益計算書】 .....	16
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】 .....	17
2 【その他】 .....	26

#### 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月8日

【四半期会計期間】 第71期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）

【会社名】 カゴメ株式会社

【英訳名】 KAGOME CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 寺田 直行

【本店の所在の場所】 名古屋市中区錦三丁目14番15号

【電話番号】 (052) 951-3571

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 篠岡 尚久

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区錦三丁目14番15号

【電話番号】 (052) 951-3571

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 篠岡 尚久

【縦覧に供する場所】 カゴメ株式会社 東京本社  
(東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号(日本橋浜町Fタワー13階))  
カゴメ株式会社 大阪支店  
(大阪市淀川区宮原三丁目5番36号(新大阪トラストタワー15階))  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第70期 第1四半期 連結累計期間	第71期 第1四半期 連結累計期間	第70期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	50,843	49,955	193,004
経常利益 (百万円)	2,473	1,213	7,529
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,692	790	5,105
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4,056	770	10,464
純資産額 (百万円)	106,452	111,537	113,023
総資産額 (百万円)	173,963	192,465	183,621
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	17.02	7.97	51.39
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	7.97	—
自己資本比率 (%)	59.4	55.7	59.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△842	△269	△1,073
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△7,471	△8,150	△3,941
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,492	7,314	2,322
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	14,745	21,026	22,295

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しております。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第70期第1四半期連結累計期間及び第70期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日～6月30日）における日本経済は、安倍内閣の経済政策による景気下支え効果もあり、輸出企業を中心に緩やかな回復基調でありましたが、国内消費は平成26年4月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減の影響が見受けられました。食品業界におきましては、消費者の最寄品に対する節約志向が継続する中、輸入原材料・エネルギー・物流コストは上昇するなど、厳しい状況がありました。

このような状況の中、当社は、国内事業の収益力強化を最優先に当年度の経営を行っております。その一方で、平成25年度から平成27年度までの3ヶ年における中期経営計画「Next 50」の中間年度として、将来のグローバルブランドへの成長を見据えたイノベーションも手掛けております。そのための課題は、①商品価値を磨き採算性を高めるバリューアップ、②あらゆるコストの生産性を向上させる企業体质強化、③「Next 50」イノベーション、の3点です。

売上面につきましては、国内事業において減収となりました。この主な要因は、飲料と食品の両事業におきまして、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減があり、また野菜飲料が他の飲料との競合激化により減収となつたためです。飲料以外の国内事業につきましては、概ね順調に推移いたしました。海外事業は増収であり、この主な要因は3点です。1点目は平成25年12月に連結子会社化したUnited Genetics Holdings LLCとUnited Genetics Turkey Tohum Fide A.S. の売上高の純増、2点目は多くの連結子会社における現地通貨ベースでの増収、3点目は円安に伴う円換算での売上高の増加です。

利益面につきましては、国内事業の利益が減少いたしました。この主な要因は、売上高の減少と、輸入原材料の単価上昇や円安による売上原価率の上昇です。海外事業の利益は、連結子会社の増加による利益の増加があったことなどにより、前年同期を上回りました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は、前年同期比1.7%減の499億55百万円、営業利益は前年同期比51.1%減の10億67百万円、経常利益は前年同期比50.9%減の12億13百万円、四半期純利益は前年同期比53.3%減の7億90百万円となりました。

セグメント別の業績の概況は次の通りであります。

#### <国内事業>

国内事業の売上高は、前年同期比7.8%減の441億63百万円となりました。各事業別の売上高の状況は以下の通りです。

## ① 飲料事業

野菜飲料カテゴリーにつきましては、世帯人数の減少に対応した新容器といたしまして、既存の900ml P E T ボトルを720mlに適量化した「スマートP E T」を平成26年4月に発売いたしました。

「野菜生活100」シリーズにつきましては、スマートP E Tの発売に合わせて、シリーズの主力商品の野菜のブレンド比率を従来の50%から65%に増やし、商品価値のバリューアップを行いました。更に、T V C Mや消費者キャンペーンを同時に展開し、新商品の育成に注力いたしました。また、紙容器やスマートP E Tにて展開しております野菜生活期間限定商品につきましては、引き続きお客様より高い評価をいただき、好調に推移いたしました。

これらの施策を行いましたが、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減や他の飲料と競合した影響などにより、売上高は前年同期を下回りました。

乳酸菌カテゴリーにつきましては、前年同期を上回りました。「植物性乳酸菌ラブレ」シリーズが好調であり、中でも「植物性乳酸菌ラブレ Light 1日分の鉄分」や「植物性乳酸菌ラブレ Light コラーゲン」など機能を価値とした商品が、売上高の増分に寄与いたしました。

その結果、飲料事業の売上高は、前年同期比14.9%減の206億48百万円となりました。

## ② 食品事業

トマトのおいしさ・楽しさを新発見・再発見してお客様にお届けしていく活動“トマト・ディスカバリー”をテーマに商品を発売し、プロモーションを展開いたしました。トマトケチャップは、ナポリタンスパゲティのメニュー提案を強化した結果、カテゴリー内のシェアを拡大いたしましたが、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減の影響もあり、売上高は前年同期を下回りました。パスタソースにつきましては、瓶のパスタソース「アンナマンマ」シリーズの販売好調が継続していることなどにより、売上高は前年同期を上回りました。

その結果、食品事業の売上高は、前年同期比9.9%減の53億8百万円となりました。

## ③ ギフト事業

中元歳暮市場全体が縮小するという厳しい環境下で、スイーツやスープなど新しいカテゴリーでの市場定着、インターネット通販など拡大する新しい販売チャネルへの取り組みなど、ギフト事業の幅を広げて活動いたしました。しかし、最需要期である中元期に向けた取引先への商品出荷が前年より少し遅れたため、売上高は前年同期を下回りました。

その結果、ギフト事業の売上高は、前年同期比6.9%減の24億37百万円となりました。

## ④ 生鮮野菜事業

「高リコピントマト」など高付加価値商品の販売が好調に推移いたしました。また、平成26年3月に、関東エリアにて発売したサラダ野菜群、「サラダバンクシリーズ」や、同4月に発売した生鮮トマト用調味料「トマトクリック」の育成に注力いたしました。

その結果、生鮮野菜事業の売上高は、前年同期比1.1%減の29億33百万円となりました。

## ⑤ 通販事業

平成26年5月に主力商品「毎日飲む野菜」の広告投資を行い、新規のお客様を獲得できることにより、販売量が増加いたしました。また、飲料に次ぐ柱として育成しておりますサプリメントについても、継続して拡大いたしました。

その結果、通販事業の売上高は、前年同期比9.8%増の19億72百万円となりました。

## ⑥ 業務用事業

「トマト素材」「トマトソース」「野菜素材」「野菜飲料」を重点商品カテゴリーに設定し、売上拡大を図ってまいりました。業務用市場におきましては、トマト・野菜メニューに対する注目度が高まってきております。このトレンドを活かして外食・中食大手ユーザーや産業用向けに、トマトや野菜に関する商品ラインアップを充実させたことや、メニュー提案を強化したことにより、売上高が拡大いたしました。

その結果、業務用事業の売上高は、前年同期比4.7%増の67億3百万円となりました。

## ⑦ その他事業

運送・倉庫業、不動産賃貸業、パーキング事業、農業資材販売事業、太陽光発電事業などをあわせた国内におけるその他事業の売上高は、前年同期比5.5%増の41億59百万円となりました。

## <海外事業>

海外事業の売上高は、前年同期比41.0%増の102億79百万円となりました。多くの地域におきまして、円安に伴い円換算での売上高が増加いたしましたが、これ以外の各地域別の状況については、以下の通りです。

### ① 米国

米国子会社であるKAGOME INC. は、現地における大手顧客向けの出荷が順調に推移いたしました。また、平成25年12月に連結子会社化したUnited Genetics Holdings LLCの売上高が純増いたしました。

その結果、米国における売上高は、前年同期比46.0%増の45億5百万円となりました。

### ② 欧州

ポルトガルの子会社であるHolding da Industria Transformadora do Tomate, SGPS S.A.の売上高は、前年同期に対して減少いたしましたが、これは大手顧客へのトマト加工品の販売が当初予定していた時期から後ろ倒しとなつたことによります。一方、イタリアの子会社であるVegitalia S.p.A.の売上高は概ね計画通り順調に推移いたしました。また、平成25年12月に、United Genetics Turkey Tohum Fide A.S.を連結子会社化したことにより、同社の売上高が純増いたしました。

その結果、欧州における売上高は、前年同期比15.8%増の30億67百万円となりました。

### ③ 豪州

豪州子会社であるKagome Australia Pty Ltd.は、現地における大手顧客向けの出荷が計画通り順調に推移いたしました。

その結果、豪州における売上高は、前年同期比104.5%増の18億23百万円となりました。

### ④ アジア

台湾可果美股份有限公司は、売上高が概ね計画通りに推移いたしました。可果美(杭州)食品有限公司は、現地市場向けの野菜飲料の販売量が増加したことなどにより売上高が増加いたしました。タイの子会社であるOSOTSPA KAGOME CO., LTD.は、平成25年9月よりコンシューマー向けの健康飲料の販売を開始したことから、同社の売上高が純増いたしました。

その結果、アジアにおける売上高は、前年同期比32.9%増の8億83百万円となりました。

## (2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間は、総資産につきましては、前期末に比べ88億43百万円増加いたしました。

流動資産につきましては、前期末に比べ76億80百万円増加いたしました。

主な流動資産の変動は、「現金及び預金」が32億34百万円、「受取手形及び売掛金」が24億52百万円、「有価証券」が15億円、それぞれ増加したことによります。

固定資産につきましては、前期末に比べ11億63百万円増加いたしました。

主な固定資産の変動は、「有形固定資産」が9億67百万円、「投資その他の資産」が6億22百万円、それぞれ増加し、「無形固定資産」が4億26百万円減少したことによります。

負債につきましては、前期末に比べ103億29百万円増加いたしました。

主な負債の変動は、「支払手形及び買掛金」が13億24百万円、「短期借入金」が61億67百万円、「未払金」が10億40百万円、「長期借入金」が30億27百万円、それぞれ増加したことによります。

純資産につきましては、前期末に比べ14億85百万円減少いたしました。

主な純資産の変動は、剰余金の配当21億88百万円と、四半期純利益7億90百万円などにより「利益剰余金」が減少したことによります。

この結果、自己資本比率は55.7%、1株当たり純資産は1,079円72銭となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間における連結ベースの現金及び現金同等物は、210億26百万円となり、前期末に比べ12億68百万円減少いたしました（内、為替変動により1億63百万円減少）。

各キャッシュ・フローの状況は次の通りであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、2億69百万円の純支出（前年同期は8億42百万円の純支出）となりました。この主要因は、税金等調整前四半期純利益が15億64百万円となったこと、減価償却費が13億24百万円となったこと、仕入債務が19億33百万円増加したこと（以上、キャッシュの純収入）、売上債権が31億52百万円増加したこと、賞与引当金が9億44百万円減少したこと（以上、キャッシュの純支出）、法人税等の支払いにより9億42百万円を支出したことによります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、81億50百万円の純支出（前年同期は74億71百万円の純支出）となりました。この主要因は、定期預金の預入により70億円、固定資産の取得により23億44百万円をそれぞれ支出したことによります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、73億14百万円の純収入（前年同期は14億92百万円の純支出）となりました。この主要因は、短期借入金の純増減により61億16百万円の収入となったこと、長期借入金の借入により36億56百万円の収入となったこと、配当金の支払いにより20億98百万円を支出したことによります。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りであります。

#### ① 基本方針の内容

カゴメグループは「感謝」「自然」「開かれた企業」を企業理念としております。これは創業100周年にあたる平成11年を機に、当社グループの更なる発展を目指して、創業者や歴代経営者の信条を受け継ぎ、当社の商品と提供価値の源泉、人や社会に対し公正でオープンな企業を目指す決意を込めて、平成12年1月に制定したものです。当社グループはこの企業理念に則り、企業活動を展開しております。

当社の株式について、特定の買付者による大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が当社の株式を売却されるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えられますが、その前提として、株主の皆様に適切かつ十分な情報をご提供したうえで、ご判断を頂くために適切かつ十分な期間と機会を確保することが重要と考えられます。そのためには、当社取締役会が、大量取得行為を行おうとする者から詳細な情報を収集して、これを株主の皆様にご提供するとともに、かかる大量取得行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があるものと判断する場合には、当該大量取得行為に係る提案と当社取締役会が作成する代替案のいずれを選択すべきかについて、株主の皆様に適切かつ十分な情報をご提供したうえでそのご判断を仰ぐことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるために最善の方策であると当社は考えます。

#### ② 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は企業理念のひとつである「開かれた企業」に則り、「ファン株主10万人構想」を重要な経営目標として取り組んでまいりました。カゴメ商品をご購入いただくお客様とカゴメの株主様は表裏一体である、との考え方です。この結果、平成26年3月末日現在の株主数は199,878人となり、当社の発行済株式総数に占める個人株主の皆様の持株比率は約60%となりました。このように、当社はお客様資本に大きく支えられております。

当社は創業した明治32年以来、カゴメの企業価値を高めることに取り組んできていますが、このような取組を推進することによって、より一層当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることができるものと確信しております。

### ③ 基本方針に基づく不適切な支配の防止のための取り組み

当社はこのような考え方に基づき以下の通り、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本ルール」といいます。）を制定し、導入いたしました。本ルールは、当社株式の買付（※1、以下同様）が行われる場合に、買付者（※2、以下同様）に対して、予め遵守すべき手続きを提示し、株主の皆様に対して、買付者による買付提案に応ずるべきか否かを判断するために適切かつ十分な情報並びに期間及び機会をご提供することを確保するとともに、買付提案の検証及び買付者との交渉を行うことを通じて、当社の企業価値及び株主共同の利益を害する買付を抑止し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

当社は、万一当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞がある買付の提案がなされた場合であっても、かかる買付提案に対する対抗策の発動は、株主の皆様の株主共同の利益にかかるものであるため、原則として株主の皆様の意思を確認したうえで行うべきものであると考えております。そのため、本ルールでは、買付者から買付提案がなされた場合には、当社取締役会が買付者から詳細な情報を収集し、これを独立委員会（※3、以下同様）に提供したうえで、当社取締役会及び独立委員会において慎重かつ十分な検証を行い、当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該買付提案は当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があると判断した場合には、株主の皆様に対して、買付者の買付提案及び当該買付提案に対する当社取締役会の見解並びに当社取締役会が作成する代替案に関する適切かつ十分な情報を提供したうえで、速やかに株主意思確認総会等を開催することにより、株主の皆様に対抗策を発動すべきか否かをご判断頂くこととしております。

なお、買付が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損することが明らかである場合や、買付者が本ルールを遵守しない場合には、株主意思確認総会等を開催することなく、独立委員会の意見を最大限尊重のうえ当社取締役会の判断に基づいて対抗策を発動いたします。

※1 「買付」とは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他一切の行為、または当社が発行者である株券等について、公開買付者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けをいいます。

※2 「買付者」とは、買付を行う者及び買付を行おうとする者（当社の同意を得ることなく、かかる買付に関する情報開示等を行う者及び買付提案を行う者を含む）をいいます。

※3 「独立委員会」とは、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社の社外役員又は学識経験者等の中から、当社取締役会決議に基づき選任される3名以上の委員によって構成される委員会をいいます。

### ④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本ルールの設計にあたり、以下の事項を考慮し盛り込むことにより、本ルールが基本方針に従い、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上させるために最善の方策であると考えております。

#### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省と法務省が平成17年5月27日に発表いたしました「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しており、また企業価値研究会が平成20年6月30日に発表いたしました「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」における提言内容と整合的な内容となっております。

#### (2) 株主の皆様の意思を重視するものであること

本ルールは、株主の皆様にご判断をいただくために適切かつ十分な情報を提供したうえで、当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、買付者による買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があり、対抗策を発動すべきであるとの判断がなされた場合には、株主意思確認手続きを行うことにより、株主の皆様に対抗策を発動すべきか否かを直接ご判断いただく方法を採用しております。

また、当社は当社取締役会において決議した本ルールを平成24年6月開催の定時株主総会において株主の皆様の承認を得たうえで継続することとしており、その後当社株主総会において変更又は廃止の決議がなされた場合は、当該決議に従い変更又は廃止されるものとなっております。更に、本ルールには有効期間を約3年とするいわゆるサンセット条項が付されております。

このように、本ルールは、株主の皆様の意思が十分に反映される仕組みを採用しております。

(3) 当社取締役会の判断による対抗策発動の制限

当社取締役会が株主意思確認手続きを行わずに対抗策を発動できる場合は、買付者が本ルールに違反した場合や買付が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損することが明らかな場合であり、かつ独立委員会が当社取締役会の判断による対抗策の発動に賛同する場合に限定されております。

(4) 独立委員会及び第三者たる専門家の意見を重視

本ルールにおいては、買付者による買付提案に対して対抗策を発動するか否かの判断が適切になされることを確保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した3名以上の委員から構成される独立委員会を設置し、買付者からの買付提案に関する情報の収集、買付者による買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があるとして株主意思確認手続きに基づき対抗策を発動することの是非、及び株主意思確認手続きを行うことなく当社取締役会の判断により対抗策を発動することの是非等について、独立委員会の意見を諮問し、これを最大限尊重する仕組みを採用しております。

また、当社取締役会は、代替案及び買付者の買付提案に関する当社取締役会の見解の作成にあたり、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることが可能であり、かかる助言を得る場合には、これを尊重することにより、当社取締役会の判断が恣意的なものとならないよう配慮するものとされております。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、8億40百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	279,150,000
計	279,150,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	99,616,944	99,616,944	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	99,616,944	99,616,944	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次の通りであります。

(株式報酬型ストック・オプション)

決議年月日	平成26年5月21日
新株予約権の数（個）	269 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	26,900 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成28年6月6日 至 平成43年6月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から8年経過するまでの間に限り、当該新株予約権行使することができるものとします。
- ② 割当てを受けた当該新株予約権は第72期に係る当社の連結経常利益率5%を基準とし、その達成度に応じて別途定める個数（1個未満の端数は切り捨てる）を行使できるものとします。ただし、第72期に係る当社の連結経常利益率2%未満の場合は、当該新株予約権行使することができないものとします。
- ③ 上記①は、新株予約権を相続により継承した者については適用しないものとします。
- ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権行使することができないものとします。

### 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とするものとします。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定します。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- ⑤ 新株予約権行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいざれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権行使することができる期間の満了日までとします。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記（注）2に準じて決定するものとします。
- ⑦ 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- ⑧ 新株予約権の取得条項  
以下の（1）、（2）、（3）、（4）または（5）の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。  
(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件  
上記（注）3に準じて決定するものとします。

### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	—	99,616,944	—	19,985	—	23,733

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 154,300	—	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 99,357,400	993,574	同上
単元未満株式	普通株式 105,244	—	—
発行済株式総数	99,616,944	—	—
総株主の議決権	—	993,574	—

(注) 1 上記「完全議決権株式(自己株式等)」のほか、「日本マスタートラスト信託銀行㈱(従業員持株E S O P信託口)」(以下、E S O P信託口)保有の当社株式が287,000株あります。

なお、当該株式数は上記「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」の中には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) カゴメ株式会社	名古屋市中区錦三丁目14 番15号	154,300	—	154,300	0.15
計	—	154,300	—	154,300	0.15

(注) 1 上記のほか、E S O P信託口保有の当社株式が287,000株あります。

なお、当該株式数は上記「①発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

2 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が100株(議決権の数1個)あります。

なお、当該株式数は上記「①発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

3 当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は、154,600株であります。

その他に、同日現在の四半期連結財務諸表に自己株式として認識しているE S O P信託口保有の当社株式が241,700株あります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について名古屋監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

### (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	15,313	18,547
受取手形及び売掛金	30,616	33,068
有価証券	9,810	11,311
商品及び製品	19,781	20,235
仕掛品	592	247
原材料及び貯蔵品	20,092	20,139
その他	11,554	11,861
貸倒引当金	△377	△346
流動資産合計	107,385	115,066
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	15,324	15,145
機械装置及び運搬具（純額）	15,899	15,442
工具、器具及び備品（純額）	1,073	1,087
土地	13,752	13,556
リース資産（純額）	654	712
建設仮勘定	2,008	3,734
有形固定資産合計	48,712	49,679
無形固定資産		
のれん	3,978	3,662
ソフトウェア	2,212	2,107
その他	383	378
無形固定資産合計	6,574	6,148
投資その他の資産		
投資有価証券	14,885	16,093
退職給付に係る資産	6	—
その他	6,141	5,562
貸倒引当金	△84	△84
投資その他の資産合計	20,948	21,571
固定資産合計	76,235	77,399
<b>資産合計</b>	<b>183,621</b>	<b>192,465</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	14,453	15,777
短期借入金	4,801	10,969
1年内返済予定の長期借入金	3,425	3,276
未払金	9,333	10,374
未払法人税等	1,076	698
賞与引当金	1,959	1,079
役員賞与引当金	65	—
その他	4,574	5,145
<b>流動負債合計</b>	<b>39,689</b>	<b>47,321</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	22,638	25,666
退職給付に係る負債	4,041	4,239
その他	4,228	3,700
<b>固定負債合計</b>	<b>30,908</b>	<b>33,606</b>
<b>負債合計</b>	<b>70,598</b>	<b>80,927</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	19,985	19,985
資本剰余金	23,733	23,733
利益剰余金	58,013	56,535
自己株式	△703	△627
<b>株主資本合計</b>	<b>101,028</b>	<b>99,627</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	2,775	3,514
繰延ヘッジ損益	4,027	3,441
為替換算調整勘定	1,417	1,270
退職給付に係る調整累計額	△744	△723
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>7,476</b>	<b>7,502</b>
<b>新株予約権</b>	—	1
<b>少数株主持分</b>	4,518	4,405
<b>純資産合計</b>	<b>113,023</b>	<b>111,537</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>183,621</b>	<b>192,465</b>

## (2) 【四半期連結損益及び包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
売上高	50,843	49,955
売上原価	27,449	28,231
売上総利益	23,393	21,723
販売費及び一般管理費	※ 21,208	※ 20,656
営業利益	2,184	1,067
営業外収益		
受取利息	58	72
受取配当金	120	100
持分法による投資利益	2	1
為替差益	50	—
その他	119	161
営業外収益合計	352	336
営業外費用		
支払利息	41	70
為替差損	—	66
その他	21	53
営業外費用合計	63	190
経常利益	2,473	1,213
特別利益		
固定資産売却益	323	359
投資有価証券売却益	2	—
特別利益合計	326	359
特別損失		
固定資産処分損	24	8
特別損失合計	24	8
税金等調整前四半期純利益	2,775	1,564
法人税、住民税及び事業税	1,034	713
法人税等調整額	12	△5
法人税等合計	1,047	708
少数株主損益調整前四半期純利益	1,728	856
少数株主利益	35	66
四半期純利益	1,692	790
少数株主利益	35	66
少数株主損益調整前四半期純利益	1,728	856
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	15	738
繰延ヘッジ損益	1,007	△578
為替換算調整勘定	1,304	△266
退職給付に係る調整額	—	21
持分法適用会社に対する持分相当額	—	△1
その他の包括利益合計	2,328	△85
四半期包括利益	4,056	770
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,838	821
少数株主に係る四半期包括利益	217	△50

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	2,775	1,564
減価償却費	1,216	1,324
のれん償却額	206	337
受取利息及び受取配当金	△179	△173
支払利息	41	70
賞与引当金の増減額（△は減少）	△1,393	△944
その他の引当金の増減額（△は減少）	67	△18
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	—	105
持分法による投資損益（△は益）	△2	△1
有価証券売却損益（△は益）	△3	—
固定資産除売却損益（△は益）	△298	△351
売上債権の増減額（△は増加）	△3,904	△3,152
たな卸資産の増減額（△は増加）	△831	△462
未収入金の増減額（△は増加）	△760	△547
仕入債務の増減額（△は減少）	3,202	1,933
未払金の増減額（△は減少）	892	805
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△580	△421
その他の流動負債の増減額（△は減少）	534	484
その他の増減額（△は減少）	114	52
<b>小計</b>	<b>1,097</b>	<b>604</b>
利息及び配当金の受取額	130	147
利息の支払額	△26	△79
法人税等の支払額	△2,043	△942
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△842</b>	<b>△269</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△5,000	△7,000
定期預金の払戻による収入	—	937
有価証券の取得による支出	△3	△3
有価証券の売却及び償還による収入	3	—
貸付けによる支出	—	△0
固定資産の取得による支出	△2,491	△2,344
固定資産の売却による収入	336	420
関係会社株式の取得による支出	△301	△106
その他の増減額(△は減少)	△15	△55
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△7,471</b>	<b>△8,150</b>

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△429	6,116
長期借入れによる収入	1,063	3,656
長期借入金の返済による支出	△122	△338
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△69	△31
配当金の支払額	△1,887	△2,098
少数株主への配当金の支払額	△45	△66
自己株式の増減額（△は増加）	△1	76
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	△1,492	7,314
現金及び現金同等物に係る換算差額	234	△163
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△9,571	△1,268
現金及び現金同等物の期首残高	24,316	22,295
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 14,745	※ 21,026

## 【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る資産が6百万円減少、退職給付に係る負債が117百万円増加し、利益剰余金が79百万円減少しております。なお、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務(債務保証)の主な内容は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
世羅菜園(株)銀行借入	303百万円	281百万円

(四半期連結損益及び包括利益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費の主な内容は、次の通りであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
販売手数料	1,300百万円	985百万円
販売促進費	7,473	6,729
広告宣伝費	2,701	2,583
運賃・保管料	2,677	2,894
給与・賃金	2,474	2,702
賞与引当金繰入額	649	673
退職給付費用	169	146
減価償却費	375	349
のれん償却額	206	337

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
現金及び預金勘定	16,768百万円	18,547百万円
有価証券勘定	11,976	11,311
計	28,745	29,859
預入期間が3か月を超える定期預金	△9,000	△8,832
償還期間が3か月を超える債券	△5,000	—
現金及び現金同等物	14,745	21,026

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月24日 取締役会	普通株式	1,989	20.00	平成25年3月31日	平成25年5月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月21日 取締役会	普通株式	2,188	22.00	平成26年3月31日	平成26年5月28日	利益剰余金

(注) 平成26年5月21日取締役会による配当金の総額には、従業員持株E S O P信託が保有する自社の株式に対する配当金6百万円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、国内外で食品の生産、製造、仕入及び販売をしております。

国内においては、「飲料」、「食品」、「ギフト」、「生鮮野菜」、「通販」、「業務用」及び「その他」の7つを報告セグメントとしております。

海外においては、生産・販売体制を基礎とした地域別セグメントから構成されており、トマト製品に関連する「グローバルトマト事業」における「米国」、「欧州」、「豪州」の3つと「アジア」を合わせた4つを報告セグメントとしております。

なお、国内事業は製品の種類により分化しており、各セグメントの補足は以下の通りです。

「飲料」は、野菜飲料、フルーツ飲料、乳酸菌などが対象となります。

「食品」は、調味料、調理食品が対象となります。

「ギフト」は、主として飲料のギフトが対象となります。

「生鮮野菜」は、各菜園での生鮮トマトの生産とその販売を行っており、社内カンパニーである農カンパニーが、事業を統括しております。

「通販」は、通販専用の飲料やサプリメントなどを自社で通信販売しており、社内カンパニーである通販事業カンパニーが、事業を統括しております。

「業務用」は、主として外食産業や食品メーカー向けの調味料、素材、飲料などが対象となります。

「その他」は、不動産事業、物流事業、農産資材販売事業、太陽光発電事業などが対象となります。

海外事業においては、各地域で包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

「米国」においては、KAGOME INC. が主に外食向け調味料の製造、販売を、United Genetics Holdings LLCが主にトマト等の種子開発、生産、販売を行っております。

「欧州」においては、イタリアでVegitalia S.p.A. が冷凍野菜の製造、販売を、ポルトガルでHolding da Industria Transformadora do Tomate, SGPS S.A. がトマト加工品の製造、販売を、United Genetics Turkey Tohum Fide A.S. がトマト等の種苗の生産、販売を行っております。

「豪州」においては、Kagome Australia Pty Ltd. が生トマトの生産、加工、販売を行っております。

「米国」、「欧州」、「豪州」については、社内カンパニーであるトマト事業カンパニーが、事業を統括しております。

「アジア」においては、主として台湾で台湾可果美股份有限公司が調味料及び飲料の製造、販売を、中国で可果美（杭州）食品有限公司が飲料の製造、販売を、タイでOSOTSPA KAGOME CO., LTD. が飲料の商品開発、販売を行っております。また、インドでRuchi Kagome Foods India Pvt. Ltd. が業務用製品の製造、販売事業の立ち上げ準備を進めております。

「アジア」については、社内カンパニーであるアジア事業カンパニーが、事業を統括しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

(単位：百万円)

	国内事業							
	飲料	食品	ギフト	生鮮野菜	通販	業務用	その他	計
売上高								
外部顧客に対する売上高	24,255	5,894	2,618	2,966	1,796	6,402	533	44,467
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	3,407	3,407
計	24,255	5,894	2,618	2,966	1,796	6,402	3,940	47,875
セグメント利益又は損失(△)	1,244	20	762	△159	△372	409	135	2,040

(単位：百万円)

	海外事業					調整額	四半期 連結 財務諸表 計上額		
	グローバルトマト事業				アジア				
	米国	欧州	豪州	計					
売上高									
外部顧客に対する売上高	3,064	1,787	887	5,739	636	6,375	—	50,843	
セグメント間の内部 売上高又は振替高	22	861	4	887	28	916	△4,323	—	
計	3,086	2,649	891	6,626	664	7,291	△4,323	50,843	
セグメント利益又は損失(△)	189	△43	20	166	△22	144	—	2,184	

(注) セグメント利益又は損失の合計額は、四半期連結損益及び包括利益計算書の営業利益と一致しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

(単位：百万円)

	国内事業							
	飲料	食品	ギフト	生鮮野菜	通販	業務用	その他	計
売上高								
外部顧客に対する売上高	20,648	5,308	2,437	2,933	1,972	6,703	526	40,530
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	3,632	3,632
計	20,648	5,308	2,437	2,933	1,972	6,703	4,159	44,163
セグメント利益又は損失 (△)	48	23	622	△128	△273	262	183	738

(単位：百万円)

	海外事業						調整額	四半期 連結 財務諸表 計上額		
	グローバルトマト事業				アジア	計				
	米国	欧州	豪州	計						
売上高										
外部顧客に対する売上高	4,509	2,252	1,809	8,571	853	9,424	—	49,955		
セグメント間の内部 売上高又は振替高	△3	814	13	825	30	855	△4,487	—		
計	4,505	3,067	1,823	9,396	883	10,279	△4,487	49,955		
セグメント利益又は損失 (△)	484	△77	△15	390	△61	329	—	1,067		

(注) セグメント利益又は損失の合計額は、四半期連結損益及び包括利益計算書の営業利益と一致しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

(減損損失)

該当事項はありません。

(のれん)

のれんに関する報告セグメント別情報

(単位：百万円)

	国内事業							
	飲料	食品	ギフト	生鮮野菜	通販	業務用	その他	計
当四半期償却額	—	—	—	—	—	—	—	—
当四半期末残高	—	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

	海外事業					調整額	四半期 連結 財務諸表 計上額	
	グローバルトマト事業				アジア			
	米国	欧州	豪州	計	計			
当四半期償却額	—	—	206	206	—	206	—	206
当四半期末残高	—	—	1,966	1,966	—	1,966	—	1,966

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

(減損損失)

該当事項はありません。

(のれん)

のれんに関する報告セグメント別情報

(単位：百万円)

	国内事業							
	飲料	食品	ギフト	生鮮野菜	通販	業務用	その他	計
当四半期償却額	—	—	—	—	—	—	—	—
当四半期末残高	—	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

	海外事業					調整額	四半期 連結 財務諸表 計上額	
	グローバルトマト事業				アジア			
	米国	欧州	豪州	計	計			
当四半期償却額	87	51	198	337	—	337	—	337
当四半期末残高	1,605	966	1,090	3,662	—	3,662	—	3,662

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4月 1 日 至 平成25年 6月 30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4月 1 日 至 平成26年 6月 30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	17円2銭	7円97銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,692	790
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,692	790
普通株式の期中平均株式数(千株)	99,464	99,186
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	—	7円97銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	—	1
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変更があったものの概要	—	—

(注) 1 株主資本において自己株式として計上されている従業員持株E S O P信託に残存する自社の株式は、1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当第 1 四半期連結累計期間において 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は275千株であります。

2 前第 1 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

平成26年 5月21日開催の取締役会において、平成26年 3月31日の株主名簿に記載された株主に対し、次の通り期末配当を行うことを決議いたしました。

- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| ① 配当金の総額            | 2,188百万円     |
| ② 1 株当たりの金額         | 22円00銭       |
| ③ 支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 平成26年 5月 28日 |

## **第二部 【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月8日

カゴメ株式会社  
取締役会 御中

名古屋監査法人

代表社員 今 清 博 印  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山 本 真由美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているカゴメ株式会社の平成26年4月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、カゴメ株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。